

Chapter III

事業所における 3 R の実践

事業活動から発生する事業系ごみを減量していくもっとも効果的な手段は、3 R (スリーアール) を実践していくことです。

3 R は、ごみを減らすためのキーワードですが、3 R を推進し、ごみを減らすことは、事業者の皆さんにとっても、様々なメリットがあります。

本章を参考に、事業系ごみに対する3 R を推進してください。



1 Rの行動の推進

「3R」とは、リデュース(Reduce:発生抑制)、リユース(Reuse:再使用)、リサイクル(Recycle:再生利用)の頭文字である3つのRのことをいいます。この3Rは、ごみを減らして環境を大切に作る社会を作るキーワードです。この3Rのみならず、ごみ減量に寄与するRの行動を推進してください。



1 3つのRの実践と優先順位

3Rは、ごみを減らして環境を大切に作る社会を作っていく上で、大切なキーワードとなります。具体的には、ものを生産、消費するという私たちの社会経済活動のなかで、ごみの発生を抑制したり、不要品をごみとするのではなく再使用したり、資源として再利用したりすることをいいます。ごみを減らすためには、この3つのRの実践が重要となります。

また、この3つのRは順番も大切です。まず第一は、リデュース(Reduce:発生抑制):直ぐにごみになるものは使わないことです。第二は、リユース(Reuse:再使用):ごみになるまでの期間をできるだけ延ばすことです。第三は、リサイクル(Recycle:再生利用):やむなく発生してしまったごみをもう一度資源として活かすことです。

第1のR **Reduce** リデュース(発生抑制)

まずは、直ぐにごみになるものを減らしましょう。



レジ袋
令和2年7月
有料化

第2のR **Reuse** リユース(再使用)

繰り返し使うことでごみの発生量を減らしましょう。



第3のR **Recycle** リサイクル(再生利用)

もう一度資源として活かしましょう。



リサイクルは最後の手段

ごみにしていた使用済のものをリサイクルに回せば、その分ごみの量は減ります。しかし、リサイクルするためには、資源を集めて工場に運んだり、洗ってごみを取りのぞいたり、原料に戻すためにたくさんのエネルギーを使わなければなりません。「たくさん使って、たくさんリサイクルする」では、結局また資源を使うことになり、地球環境と上手に調和していくことが難しくなります。

リサイクルは最後の手段というべきものです。ごみを出してしまってから考えるのではなく、まずは、なるべくごみを出さないようにしてください。

2 3R以外のRの行動

ごみを減らして環境を大切にする社会を作るために、「3R」は基本となりますが、この3R以外にも環境問題を解決するうえでRの行動を更に推進していかなければなりません。

3Rとあわせて、次のごみ減量につながるRの行動を推進してください。

第4のR **Refuse** リフューズ(拒否)

不要なものを受け取らない、
又は余計なものを購入しないようにしましょう。



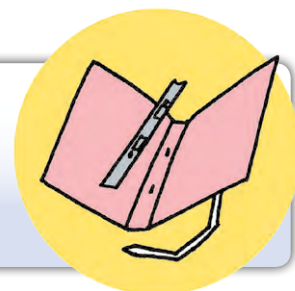
第5のR **Repair** リペア(修理)

こわれてもすぐに捨てずに、
修理してできるだけ長く使いましょう。



第6のR **Refine** リファイン(細かな分別)

ごみを細かく分けることで、
リサイクルをやすくしましょう。



第7のR **Return** リターン(返戻)

購入先などに戻せるものは戻して、
リユース・リサイクルを進めていきましょう。



2 事業所における3Rの取り組み

3Rを具体的に実践していくことで、ごみの減量を推進してください。

3R行動には、自分ひとりでもできるもの、各係や部などのグループ単位で行うもの、建物全体で行うものと様々なレベルがあります。事業系ごみは、建物の用途や事業内容で異なりますが、職場内での取り組み状況を確認し、できることから実践してください。



1 リデュース（発生抑制）

ごみ減量を進めるためには、発生源を抑えるのが最も効果的です。まずは、毎日の事業活動のなかで、ごみを発生させないこと、それが経費の節約にもつながります。

紙類の発生抑制

足立区では、事業系ごみ全体の約2割、事業系一般廃棄物のうち約6割が紙ごみでした（令和4年度実績 事業用大規模建築物から排出されるごみの現状より）。まずはできるだけ使用量を減らしましょう。

- 回覧化、ファイリングシステムなどで文書を共有化する。
- 電子メールや社内ネットシステムの活用により、ペーパーレス化を図る。
- 紙の購入量や使用量を管理することにより、使用枚数に規制をかける。
- 印刷する際は両面に印刷を行う。

飲料容器・生ごみ、プラスチックの発生抑制

- 水筒を使用する。
- 食べ残しを減らす。
- 使い捨て容器を控える。
- エコバッグを使い、レジ袋の使用を控える。
- 賞味期限切れ商品の発生を減らすような販売管理を行う。



その他の発生抑制

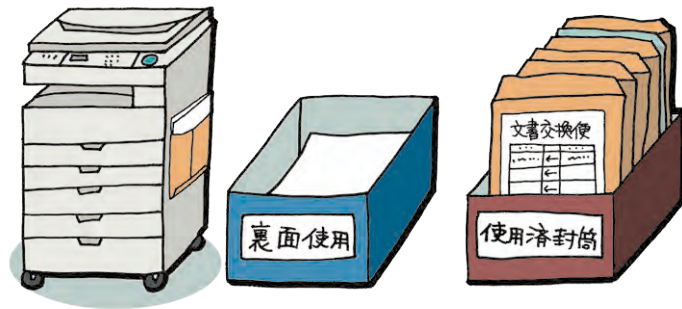
- ごみ箱は、必要最低限にしてできるだけ置かないようにする。
- 過剰包装を控え、簡易包装などを推奨する。
- メーカーや搬入業者などに対し、梱包材や包装材の簡素化や持ち帰りを依頼する。
- 安易に使い捨てしないように、リースやレンタル用品の活用を検討する。

2 リユース（再使用）

発生抑制に徹底的に取り組んだ結果、不要となったものについては、すぐにごみとして捨てる前に、再使用できないか検討してください。一旦は不要となったものでも、ごみにしないようにすることができれば、ごみの減量につながります。

紙類の再使用

- コピー用紙の裏面をメモ用紙として使用する。
- 使用済封筒を再利用する。



その他の再使用

- 不要な事務用品などを必要としている他の部署に譲る。
- トナーカートリッジなどは、メーカー回収により、詰め替え可能なものを使用する。
- ファイル、フォルダーなどを繰り返し利用する。

3 リサイクル（再生利用）

発生抑制、再使用の結果、どうしてもごみになってしまうものは、最後の手段としてリサイクルを検討してください。現在廃棄しているものであっても、分別や新たなリサイクルルートの開拓によって、リサイクルの可能性は広がっていきます。

- 機密文書やシュレッダー処理したものを資源化する。
- 食べ残しや調理くずなどは、堆肥化や飼料化する。
- 自動販売機の飲料容器は、販売事業者に取り取ってもらい、資源化する。
- OA用紙、事務用品、トイレトペーパーなどは、環境に配慮した製品を購入する。
- パンフレットや広告に再生紙を使用する。
- ペットボトルから作られた再生品の商品を購入する。
- 他の事業者と連携したリサイクルシステムを構築する。

識別表示マーク

「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づいて表示される、分別回収を促進するためのマークです。主なマークは次のとおりです。



アルミ缶



スチール缶



PET
PET ボトル



紙製容器包装



プラスチック製
容器包装



Ni-Cd
ニッケル・
カドミウム蓄電池

∞PVC

塩化ビニル製
建設資材

3 紙類・飲料容器・食用油のリサイクル

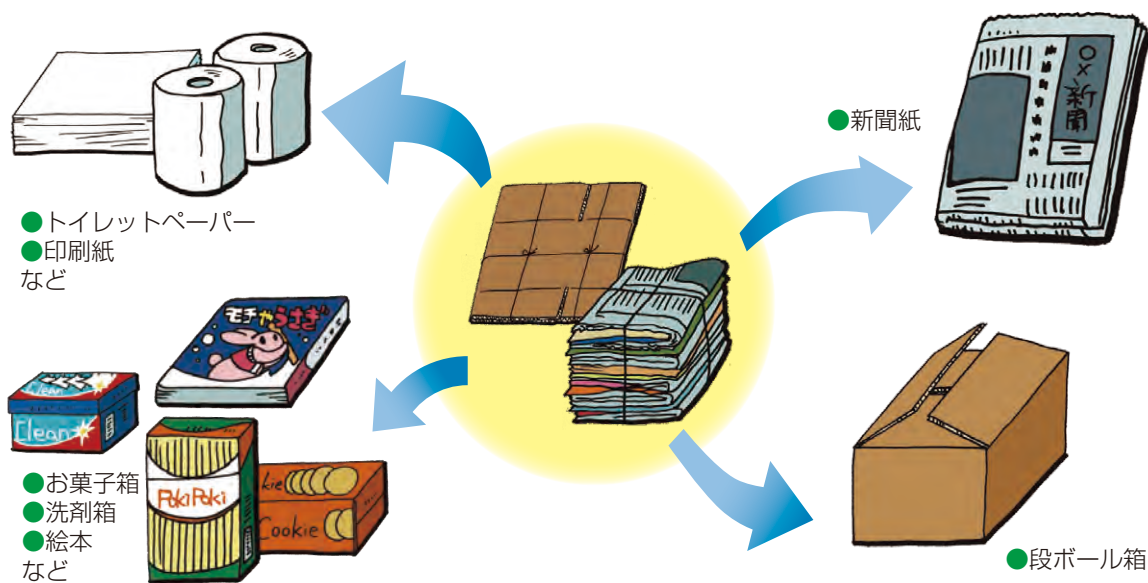


資源として利用されているごみの中で、代表的なものは、紙類(OA用紙・新聞紙・段ボールなど)、飲料容器のガラスびん、スチール缶、アルミ缶となっています。

足立区でも、事業系ごみとして発生している紙類の7割以上、飲料容器・食用油は、9割以上がリサイクルされています。

1 紙類のリサイクル

紙類は、他の品目に比べるとリサイクルルートが整備されており、減量効果も大きいいため、比較的取り組みやすいものといえます。また、有価で売却できる場合もあり、処理コストを抑えることにもつながります。なお、紙類は、木材パルプを原料としているので、そのリサイクルはごみの減量ばかりでなく、森林資源の保全と製造工程でのエネルギーの削減にも有効です。

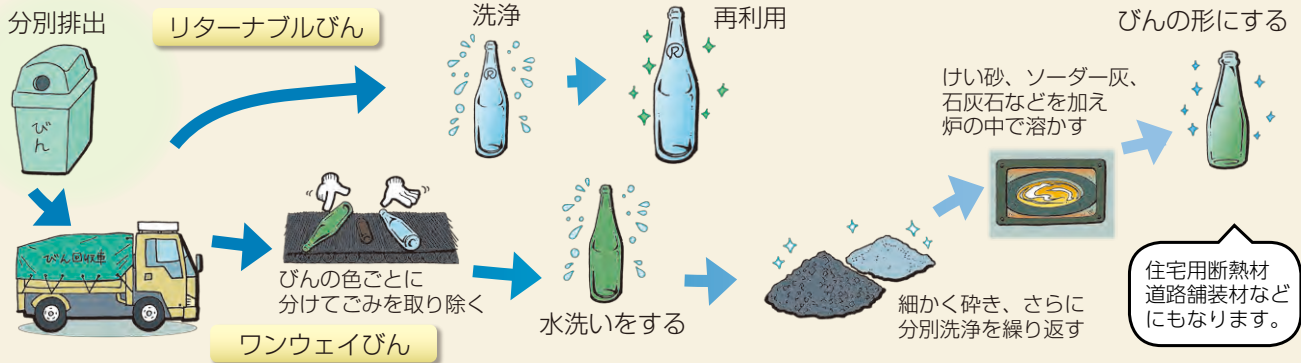


2 飲料容器のリサイクル

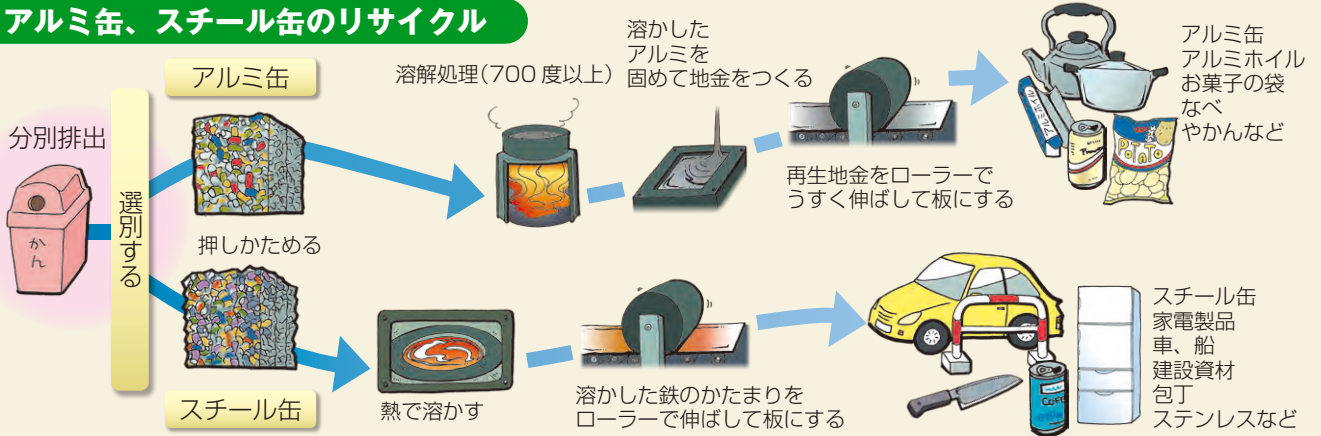
飲料容器は、再び飲料容器として生まれ変わるだけでなく、姿を変えて様々な形でリサイクルされている模範生といえます。建物内に設置している自動販売機のびん・缶・ペットボトルは、設置業者(ベンダー業者)による回収が一般的となっており、リサイクルシステムは進んでいます。また、複数の業者が設置している場合、当番制にしたり回収割合を決めて回収を徹底している例もあります。

なお、設置業者が回収せずに、他者に回収を委託する場合、「びん・缶」については、専ら再生利用(リサイクル)の目的となる廃棄物として、産業廃棄物処理業者以外に委託することもできます。ただし、「ペットボトル」は、専ら再生利用の目的となる廃棄物には該当しないため、リサイクル目的であっても、必ず産業廃棄物処理業の許可を持つ処理業者に委託しなければなりません。

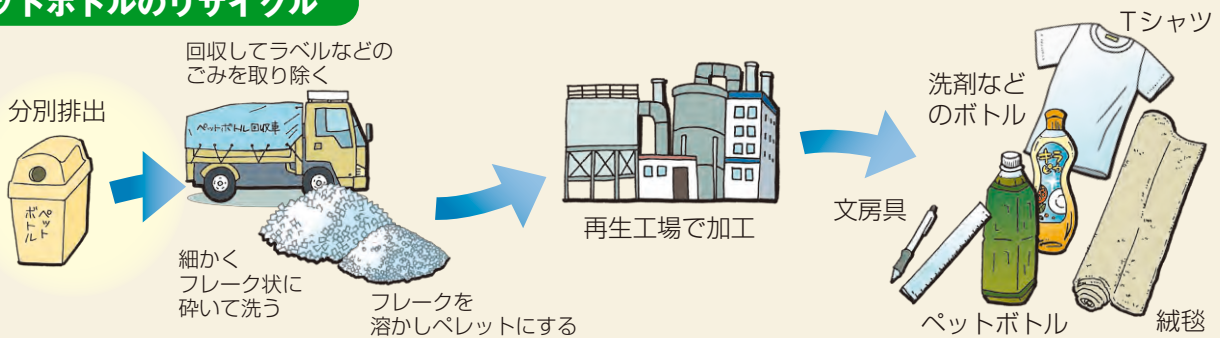
飲料用びんのリサイクル



アルミ缶、スチール缶のリサイクル



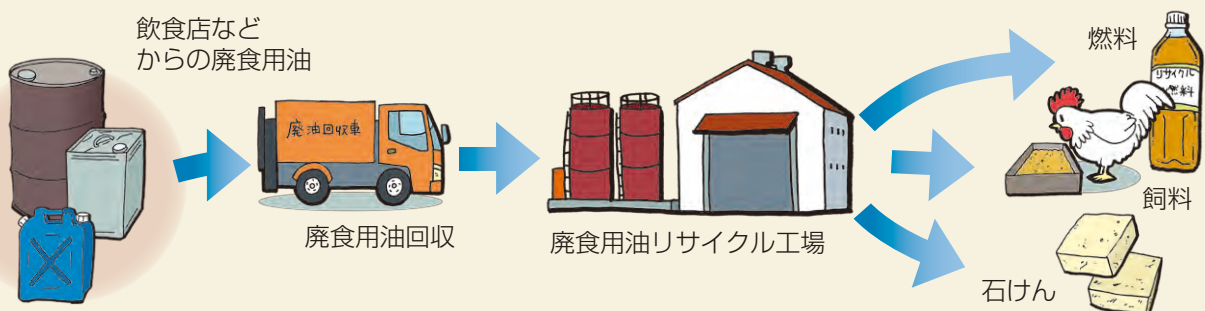
ペットボトルのリサイクル



3 食用油のリサイクル

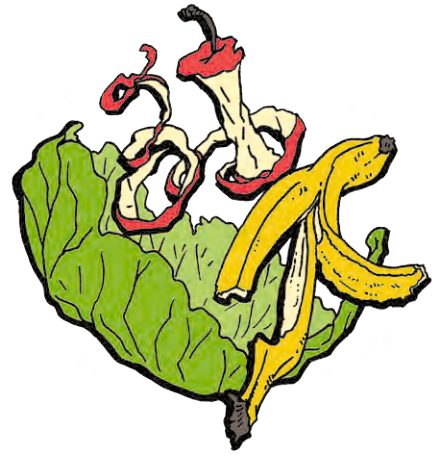
廃食用油は固めたり、紙に吸わせて処分するのではなく、リサイクルすることで、焼却するごみの量を減らすことができます。また、廃食用油が下水に投入されると中和や除却に多くのエネルギーが消費されます。下水に流さないようにすることで水環境への負荷が軽減します。

廃食用油のリサイクルでは、軽油の代替燃料(バイオ燃料)の原料とする研究開発もすすめられています。



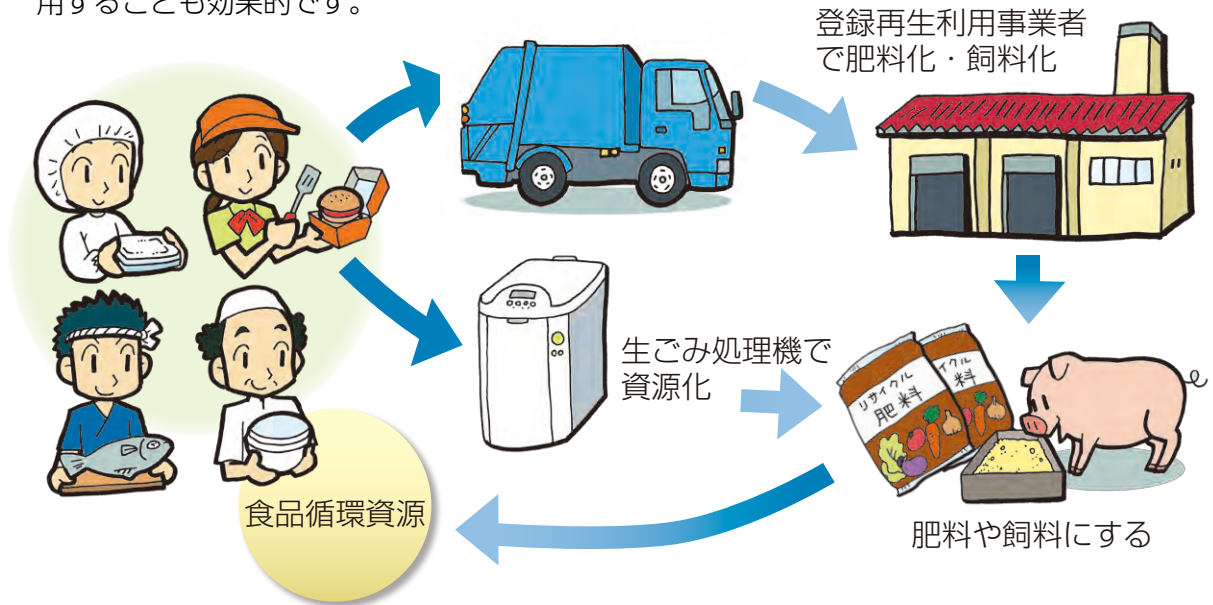
4 生ごみのリサイクルと食品ロスの削減

足立区内の3,000㎡以上の事業用大規模建築物から発生する事業系一般廃棄物のうち、2割程度は生ごみです。紙類の大部分がリサイクルされている一方で、生ごみのリサイクル率は1割程度に留まっているため、今後は生ごみのリサイクルと食品ロスの削減が求められています。



1 生ごみのリサイクル

生ごみのうち再資源化できるものは、堆肥化工場や飼料化施設などへ持ち込むことによって、肥料や飼料、油脂製品などに生まれ変わります。また、生ごみを堆肥化する生ごみ処理機を使用することも効果的です。



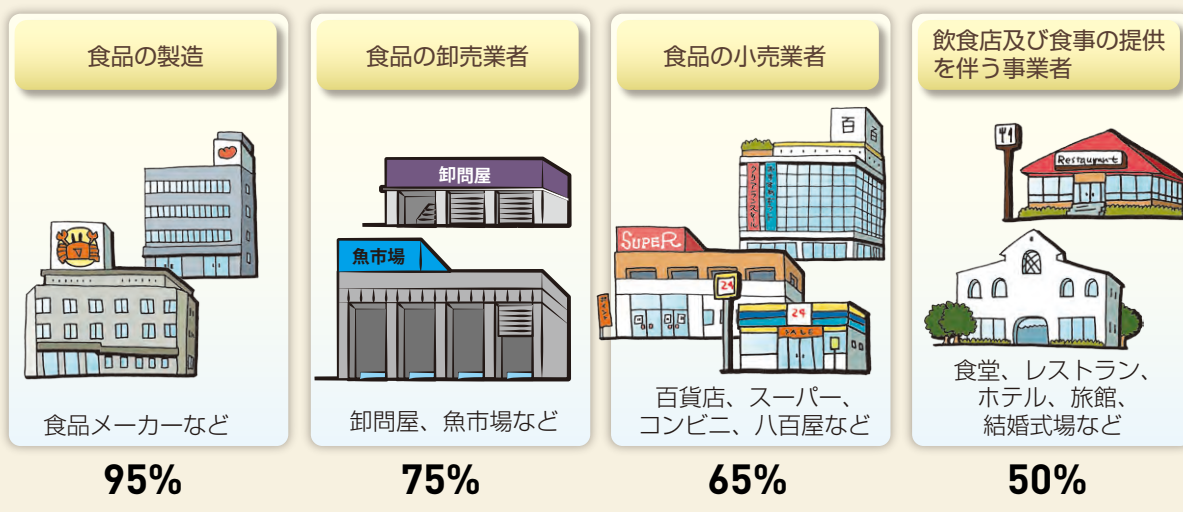
2 食品リサイクル法について

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」いわゆる食品リサイクル法(以下「食リ法」という。)は、平成13年5月に施行されました。この食リ法は、食品の製造、流通、消費の各段階において、事業者、消費者、国及び地方公共団体など、食品廃棄物(食品の製造や加工、調理過程で生じたくず、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残しなど)に関わるものが一体となり、食品廃棄物の「発生抑制」「再生利用」「減量」に努めることで、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものです。

食品関連事業者には、再生利用等の実施にかかる責務などが規定されており、食リ法にしたがってリサイクルを進めていかなければなりません。食品関連事業者とは、食品の製造・加工業者(食品メーカーなど)、卸売業者、小売業者(スーパー、百貨店など)、飲食店業者(レストランなど)、食事の提供を行う事業者(ホテル、旅館、結婚式場など)のことをいいます。

食品リサイクル法基本方針に基づく食品関連事業者の再利用などの実施率目標値

(国が令和7年3月に公表し、目標年度は2029年度)



登録再生利用事業者制度

食リ法に規定されている登録再生利用事業者制度とは、食品循環資源の再生利用を行う業者のうち優良な業者について、その申請に基づき、主務大臣が登録を行う制度のことです。

この登録を受けた事業者は、廃棄物処理法の特例が一部認められるとともに、肥料取締法や飼料安全法の特例が一部認められるメリットがあります。

3 食品リサイクル法における廃棄物処理法の特例について

① 一般廃棄物収集運搬業の許可に係る特例

廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物の収集運搬行為を委託する場合には、「足立区」と「搬入処理施設が所在する区市町村」の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている処理業者であることが必要になります。

ただし、前述の「登録再生利用事業者」に食品関連事業者から排出される食品循環資源を運搬する場合に限っては、「搬入処理施設が所在する区市町村」の一般廃棄物収集運搬業の許可は不要になります。

また、再生利用事業計画が国の認定を受けた場合に限っては、その計画にしたがって食品循環資源を運搬するものは認定事業者となり、「事業所が所在する足立区」と「搬入処理施設が所在する区市町村」の双方の一般廃棄物収集運搬業の許可が不要になります。

② 一般廃棄物収集運搬業及び処分業に係る料金の上限規制の特例

廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物の収集運搬業者又は処分業者は、区が条例で定める処理手数料相当額を超えて処理料金を受けることは禁止されています。

ただし、前述の「登録再生利用事業者」に食品関連事業者から排出される食品循環資源を運搬する場合に限っては、条例による手数料の上限規制は適用されませんので、契約料金については廃棄物処理業者と協議し委託契約書に記載してください。

4 食品ロス実態調査票の提出

事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

【食品ロスの削減の推進に関する法律：第5条】

第三次足立区環境基本計画改定版における食品ロス削減に向けた取り組みとして、区では令和3年度より事業系食品ロスの実態調査を行っています。

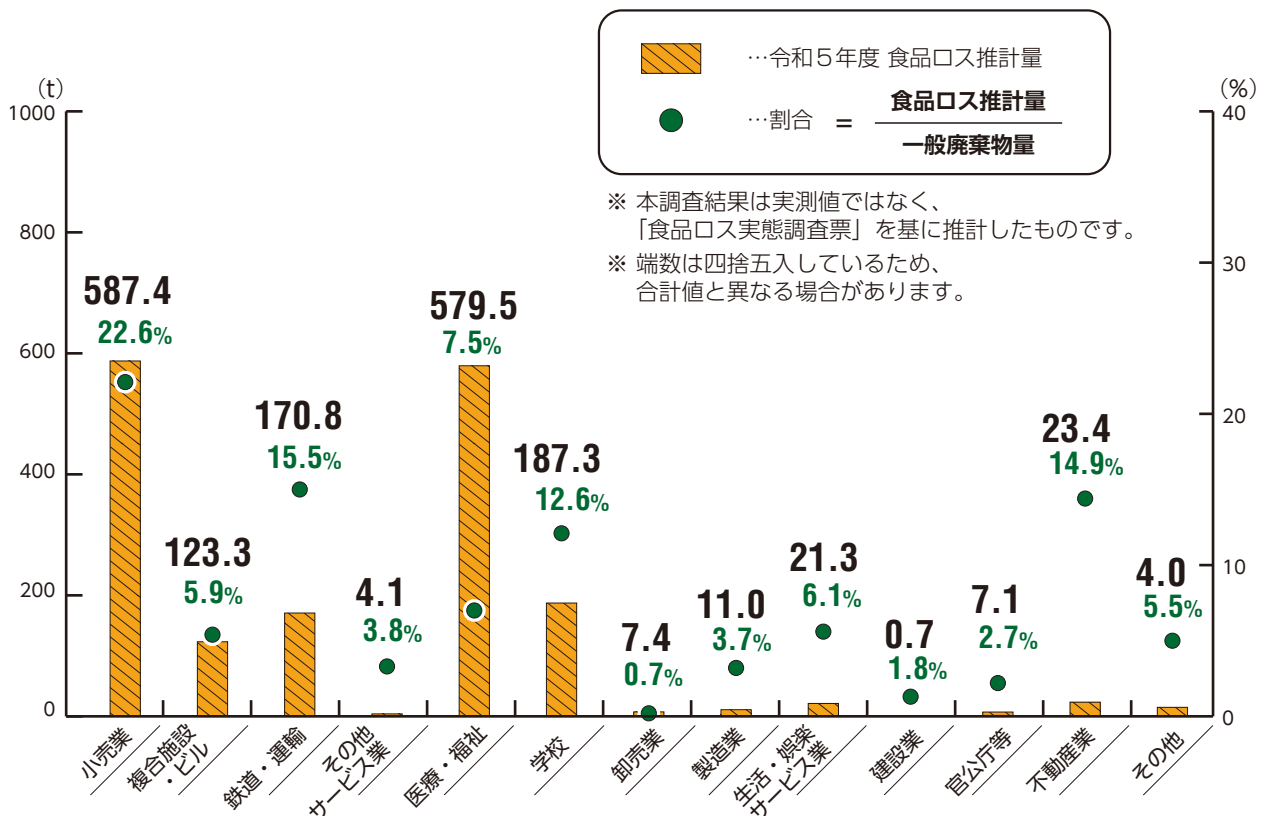
今後も継続的に食品ロスの発生量を把握するために、全ての事業用大規模建築物(延床面積1,000㎡以上)の所有者に対し、「食品ロス実態調査票」の提出をお願いしています。再利用計画書と併せてご提出ください。

食品ロスの継続的な計測は、食品ロス削減に向けた目標の策定や効果測定に有効であり、事業者にとって処理費用の削減といったメリットがあります。

令和6年度実施 事業系食品ロス実態調査

業種別に食品ロス推計量や割合をグラフにしたものです。小売業や医療・福祉から出る食品ロス推計量が多くなっており、一般廃棄物に占める食品ロス推計量の割合は、小売業、鉄道・運輸の順に多くなっています。

グラフ 業種別食品ロス推計量（令和5年度）



「食品ロス実態調査票」の様式は足立区公式ホームページからダウンロードできます。

※食品ロス実態調査票の作成は、年度(4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに行います。

5 食品ロスに対する取り組み

近年、食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品ロスの問題が注目を集めています。食品メーカーや小売店、飲食店などの食品関連事業者から出る食品ロスの量は、農林水産省が発表した2023年度の推計値では、日本全体で年間231万tでした。食品関連以外の事業者も含めると、毎年多くの食品ロスが発生していると言えます。

① 食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、「事業者は、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。」と規定されました。

そのため、今後は様々な方法で食品の排出量を減らしていくことが重要になります。食品はリサイクルが行える施設が少ないなどの理由により、紙類や飲料容器よりもリサイクルが難しく、廃棄することが多いため、排出量自体を減らすことができれば、事業者にとって処理費用の削減といったメリットがあります。

② フードバンクへの寄贈

会社で保管している災害用の缶詰やレトルト食品など賞味期限前に計画的に入れ替えるものについて、捨てるのではなくフードバンクへ寄贈するという方法も食品ロス対策につながります。フードバンクとは、家庭や企業から食品の寄贈を受け、生活困窮世帯や福祉施設などへ無償提供する活動のことです。日本では平成14年から、「セカンドハーベスト・ジャパン(認定NPO法人)」が本格的に活動を開始し、今では全国各地に取り組みが広がっています。フードバンクへの寄贈は食品ロスの削減だけでなく、社会貢献活動にもつながります。また、法人が行う食品等の寄贈については、税制上の取り扱いを受けられる場合があります。なお、寄贈できる食料品には「賞味期限まで一定期間以上残っているもの」や「開封がされていないもの」などの条件がありますので、問い合わせをする場合は下記URLからお願いします。



- セカンドハーベスト・ジャパンホームページ／食べ物の寄付

URL : <https://2hj.org/100000pj/food/>

詳しくはこちら→



- 農林水産省ホームページ／フードバンク

URL : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html

③ その他の取り組みについて

消費者庁のホームページで、食品ロス削減ガイドブックを公表しています。食べ手(消費者)と作り手(飲食店)の実践や取り組みのコツなどがまとめられていますので、ぜひ参考にご覧ください。

- 消費者庁ホームページ／食品ロス削減の啓発

URL : <https://www.no-foodloss.caa.go.jp/>

詳しくはこちら→



TOPICS 3

3R推進は事業者にとって メリットがあります

企業イメージの向上に つながります！

地球環境問題に関心が高まっている今、事業所全体でごみ減量やリサイクルを推進することは、企業のイメージアップにつながります。



従業員の意識啓発も！

ごみを出さない職場、環境にやさしい製品づくりを目指すことで、製品の減量化、作業工程の合理化、品質管理の向上などにつながります。企業として新しいニーズに応じることで、従業員一人ひとりの意識啓発にもなります。



コスト削減と効率化が 図れます！

事務用品などの無駄を減らし、職場内での体系的な節約を行うことで、経費の節約・効率化が図れます。また、ごみが減れば、その分処理にかかる費用を抑えることができます。



地球環境の保全に つながります！

ごみ減量などの取り組みを進めることで、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減など次世代へ良い環境が残すことができます。

